

市有地（はやぶさ運動広場及び文化財整理室跡地）  
解体条件付整備事業公募型プロポーザル 質疑回答書

番号	質問の内容	回答
1	戸建住宅の計画を基本とするものの、集合住宅・業務施設の設置は必須条件ではないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	参加申込時に提出する土地利用計画図と、応募申込時に提出する提案書の全体配置図(案)は要件を満たしていれば、異なるものでもよろしいのでしょうか。	原則、土地利用計画図と全体配置図は一緒のものでなければなりません。土地利用計画図は、宅地・道路等の配置がわかる概要図であれば可能です。提案書に添付する全体の配置図は土地利用計画図と概要が一緒のものでなければなりません。ただし、詳細等については、全体の配置図(案)に示されていることとします。
3	銀行融資のため、所有権移転登記と抵当権設定登記を同時に行うことは可能か。	連件で登記の提出をすることは可能です。
4	特約条件にある目的外使用の禁止期間に定めはありますか？	買戻し特約の登記の期間は5年を想定しております。
5	契約候補に決定した後、積雪量によるが当該地調査・測量等を目的とした立ち入りは可能か。	可能です。
6	参加申込書に添付する土地利用計画図に示す宅地は、個別の宅地割を示すものではなく、宅地、道路等の配置だけが明示できれば良いという解釈で問題ないですか？	お見込みのとおりです。
7	参加申込書提出から応募最終日までの期間が1.5か月以上ありますが、参加申込書に添付する「土地利用計画図」は、応募書類ウ「提案書」の提案内容と細分まで同一でなくてはなりませんか？	土地利用計画図は、宅地・道路等の配置がわかる概要図であれば可能です。提案書に添付する全体の配置図は土地利用計画図と概要が一緒のものでなければなりません。ただし、詳細等については、全体の配置図(案)に示されていることとします。
8	本物件の敷地外ですが、近隣に埋蔵文化財包蔵地があります。郷土資料館に確認したところ、本物件においても調査予定があると口頭にて回答をいただきました。この調査時期及び結果の公表はあるのでしょうか。	当該地について、埋蔵文化財の存否を確認するため、10月5日に敷地内の試掘調査を実施しました。試掘調査の結果、埋蔵文化財は確認されませんでしたので、文化財保護法に基づく手続き等は必要ありません。ただし、工事中等で埋蔵文化財が発見された場合は、郷土資料館を通じて北海道教育委員会と埋蔵文化財保護のための協議が必要となります。